

お問い合わせ先（代表 tel 03-5253-8111）

国土交通省海事局企画課	伊崎・小川（内線 44422, 44435）
外航課	印南・風巻（内線 43361, 43342）
国内旅客課	片山・峯（内線 43402, 43412）
国内貨物課	今井・猿田（内線 43502, 43514）
船用工業課	金子・森吉（内線 43822, 43844）
船員労働環境課	岩川・常盤（内線 45202, 45253）

平成 17 年 8 月 26 日
国土交通省海事局

海事関係業界に係るアスベストによる健康被害等の状況に関する調査について

海事局では、海運・船用工業界等におけるアスベスト製品の使用状況、従業員等の健康被害における実態を把握するため、関係業界団体を通じて団体傘下会員に対する実態調査を行ったところ、次のとおり取りまとめた。

1. 調査結果の概要

(1) 調査対象及び回答数

① 海運事業：以下の関係4団体に所属する事業者

団体名	会員数	回答数	備考
(社)日本船主協会	104	97	主に外航海運業を営む事業者
(社)日本外航客船協会	9	9	外航旅客船事業を営む事業者
(社)日本旅客船協会	621	385	国内旅客船事業を営む事業者
日本内航海運組合総連合会	3235	809	内航海運業を営む事業者（旅客船事業は含まれない）
計	3969	1291	（延べ回答数。重複会員による重複回答あり）

② 船用工業：以下の関係4団体に所属する事業者

団体名	会員数	回答数	備考
(社)日本船用工業会	201	168	船用製品の製造を行う事業者
(社)日本舟艇工業会	35	35	舟艇の製造を行う事業者
(社)日本船舶電装協会	382	224	船内の電装工事を行う事業者
(社)日本船用機関整備協会	730	292	船用機関の整備を行う事業所
計	1348	719	

③ 漁業（漁船員）関係：

農林水産省所管の水産業に関し、海事局は漁船員に係る労働環境行政を所管する立場から、農林水産省と連名で、大日本水産会を通じて、傘下漁業団体等におけるアスベスト健康被害状況について調査した。

団体名	傘下団体数	回答数	備考
(社)大日本水産会	16	16	

(2) 回答結果

① 海運事業(詳細は別添①～③)

〔船員・従業員の健康被害状況〕

(社)日本船主協会会員の3事業者から、合計8名の疾病者(うち、死亡者5名)が確認された(いずれも退職船員)。(社)日本外航客船協会、(社)日本旅客船協会、日本内航海運組合総連合会傘下の会員からは、健康被害についての報告は無かった。また、従業員の家族や周辺住民への健康被害についての報告も無かった。

〔所有船舶におけるアスベスト使用状況〕

船舶における吹き付けアスベストの使用実態についての報告は無かった。一方、機関室内の排気管、断熱材、煙突等において、アスベスト含有製品が使われているとの報告があった。

〔事務者所有のターミナルにおけるアスベスト使用状況〕

事業者自らが所有している旅客ターミナルにおいて吹き付けアスベストが使用されているとの報告は無かった。

② 船用工業(詳細は別添④)

〔従業員の健康被害状況〕

従業員(元従業員を含む)の疾病者は7名(うち、死亡者5名)。従業員の家族や周辺住民への健康被害についての報告は無かった。

③ 漁船員(詳細は別添⑤)

1名の疾病者(既に死亡、退職船員)が確認された。これ以外の健康被害等の報告は無かった。

2. 当方の対応

(1) 関係法令遵守等の周知(済)

- ・ 7月15日以降順次、各団体に対し、労働安全衛生法、大気汚染防止法等の石綿関係法令遵守について、傘下会員へ周知するよう依頼した。
- ・ 厚生労働省からの依頼を受け、7月22日以降順次、各団体に対し、アスベスト取り扱い作業等に従事し退職した者に対する無料健康診断の速やかな実施、健康管理手帳・労災補償制度等の周知等について、傘下会員へ周知するよう依頼した。(船員であった者の扱いについては次項参照)

(2) 船員であった者に対する健康管理制度の導入の検討

- ・ 船員であった者について、アスベストを取り扱う業務に係る健康管理制度(無料健康診断を含む)を平成17年中に導入するために、船員保険事業を所掌する社会保険庁と共同で必要な作業を進めている。

(3) 船舶におけるアスベスト製品の新規全面使用禁止に向けての検討

- ・ アスベスト含有製品の船舶における新規使用は船舶安全法により原則禁止されているところである。
また、平成10年7月1日以降、船舶安全法により型式承認された防火用材料について調査したところ、アスベストは使用されていないことが判明した。
- ・ 例外的に使用を認めているものについても、全面禁止に向けた代替化促進を検討する。

外航海運業に係るアスベストによる健康被害等の状況に関する調査について

1. 調査内容

(1) 調査対象

(社)日本船主協会(104社)及び(社)日本外航客船協会(9社)の会員事業者

(2) 回答数

(社)日本船主協会 97社(回答率93%)、(社)日本外航客船協会 9社(回答率100%)

(3) 調査項目

船員のアスベストによる健康被害、船舶におけるアスベスト製品の使用状況等

2. 調査結果

(1) 船員の健康被害状況

船員(元船員を含む)のアスベストによる疾病者数は、8名。そのうち亡くなられた方は5名(うち中皮腫によるもの3名)

日本郵船(株) : 死亡者3名(うち労災申請中1名)
疾病者3名(全て労災申請中)

川崎汽船(株) : 死亡者1名
第一中央汽船(株): 死亡者1名

(2) 船舶におけるアスベストの使用状況

船舶においては、平成14年7月以降、石綿を含む材料の使用が原則禁止されたが、一部の現存船において、係船機等のブレーキライニング、配管のパッキン等にアスベストを含む製品が使用されている。

国内旅客船事業に係るアスベストによる健康被害等の状況に関する調査について

1. 調査内容

- (1) 調査対象
 (社)日本旅客船協会に所属する事業者 621者
- (2) 回答数
 385者(回答率62.0%)
- (3) 調査項目
 - ・ 船員、従業員等の健康被害の状況等
 - ・ アスベスト製品の使用状況、船員、従業員のアスベスト製品との接触機会

2 調査結果

- (1) 健康被害
 - ・ 船員、従業員(元船員、元従業員を含む。)のアスベストによる疾病者についての報告は無かった。
 - ・ また、船員、従業員の家族、周辺住民への健康被害についての報告も無かった。
- (2) アスベストの使用状況・接触機会の概要
 - ・ 船舶においては、主機排気管、機関室断熱材、煙突等にアスベストを含む製品が使用されていた。
 - ・ 事務所においては、天井や屋根にアスベストを含む建材が使用されていたり、また、人の出入りがない屋根裏やポンプ室内の壁に直接吹き付けられているとの報告があった。
 - ・ ターミナルにおいては、アスベストを含む建材の使用又は直接吹き付けているとの報告は無かった。
 - ・ 接触機会については、船舶では主機修理・整備時や断熱材交換時にあるとの報告があり、事務所では直接接触する機会があるとの報告は無かった。

内航海運業に係るアスベストによる健康被害等の状況に関する調査について

1. 調査内容

(1) 調査対象:(日本内航海運組合総連合会会員事業者)

・事業者…3,235社

(2) 回答数:

・事業者… 809社(回答率25.0%)

・船員等…9,830人(45.7%)

(3) 調査項目:

船員のアスベストによる健康被害、船舶におけるアスベスト製品の使用状況等

2. 調査結果

(1) 健康障害状況等

船員(元船員)のアスベストによる疾病者についての報告はなかった。

(2) 船舶におけるアスベストの使用状況

船舶においては、平成14年7月以降、石綿を含む材料の使用が原則禁止されたが、多くの船舶において、機関室、甲板機械、エンジン周辺の排気管、配管のパッキン、加熱パイプ等にアスベストを含む製品が使用されているとの報告があった。

船用工業に係るアスベストによる健康被害等の状況に関する調査について

1. 調査内容

(1) 調査対象

調査の依頼先	調査対象数	回答数
(社)日本船用工業会	201 社	168 社
(社)日本舟艇工業会	35 社	35 社
(社)日本船舶電装協会	382 社	224 社
(社)日本船用機関整備協会	730 事業所	292 事業所

(2) 調査項目

- ① 従業員等の健康被害の状況
- ② 石綿含有製品の使用状況
- ③ 従業員の石綿含有製品との接触機会

2. 調査結果

(1) 従業員等の健康被害の状況

- ・ 従業員(元従業員を含む)の石綿による疾病者数は7名で、そのうち亡くなられた方は5名であった。(別紙参照)
- ・ 従業員の家族、周辺住民への石綿による健康被害についての報告は無かった。

(2) 石綿含有製品の使用状況

以下の場所における石綿を含む製品の使用が確認された。

○船用内燃機関

- ・ エンジン排気管、タービン車室等の断熱・防熱材
- ・ エンジン(船外機を含む)に組み込まれているパッキン(又はガスケット)

○船用ボイラ

- ・ ボイラ、排ガスエコマイザーに組み込まれているパッキン
- ・ ボイラ、排ガスエコマイザーの断熱材

○船用補助機械

- ・ ポンプ、空調機、冷凍機、油こし器、熱交換機等に組み込まれているパッキン
- ・ ブレーキ付き電動機のブレーキライニング
- ・ 発電機、電動機、配電盤等の電線

○係船・荷役機械

- ・ 揚錨機、クレーン等のブレーキライニング、クラッチライニング
- ・ 揚錨機、クレーン等に組み込まれているパッキン

○軸系及びプロペラ

- ・ プロペラ用シートパッキン
- ・ 減速装置に組み込まれているパッキン

○航海用機器

- ・ 信号探照灯の反射鏡押さえ
- ・ 汽笛(スチームホーン)の保温材

○ぎ装品

- ・ バルブに組み込まれているパッキン
- ・ イナートガス装置に組み込まれているパッキン
- ・ 防火戸の内部補強材及びパッキン
- ・ 圧力、温度スイッチ等の取付に用いられるパッキン
- ・ 油水分離器、汚水処理装置、焼却炉に組み込まれているパッキン
- ・ 天井灯の遮熱板

○その他

- ・ エアータンク等のマンホール部に用いられるパッキン
- ・ 防爆形携帯電灯に組み込まれているパッキン

(3)従業員の石綿含有製品との接触機会

以下の作業において石綿との接触機会が確認された。

- ① エンジンの配管、部品の接続等に用いられる石綿を含むパッキン(ガスケット)の取付又は交換作業
- ② エンジン排気管等の断熱や保温のために、石綿を含む断熱材を被覆又は補修する作業
- ③ 係船・荷役機械に用いられる石綿を含むブレーキライニングの取替作業
- ④ 石綿を含むパッキン、断熱材の切断等の加工作業
- ⑤ 吹き付け石綿防熱材近傍での電線の布設作業
- ⑥ ②の作業が行われている近傍での電線の布設作業

(別表)

船用工業事業者に係る石綿被害の発生状況（船用工業部門）

団体名	事業者名	事業所名	都道府県	市町村	石綿疾病者数 (合計)	うち死亡者数		うち療養者数		労災認定状況
						中皮種	じん肺	中皮種	じん肺	
(社) 日本船用工業会	(株) シンコー	大洲工場	広島県	広島市	1	0	0	1	1	認定済
	三井造船(株)	玉野事業所	岡山県	玉野市	4	4	0	0	0	認定済
	ヤンマー(株) ※1	尼崎工場	兵庫県	尼崎市	1	0	0	1	1	申請中
(社) 日本船舶電装協会	塩釜船舶無線(株) ※2	-	宮城県	塩釜市	1	1	0	0	0	認定済
総計					7	5	0	2	2	0

※1 他に中皮腫による死亡者5名の報告もあったが、石綿との因果関係は不明であり、健康被害が自社業務によるものかどうか療養者も含めて総合的に調査中とのこと。

※2 塩釜船舶無線(株)の従業員は、造船所において、他の事業者が石綿を使用して行う船舶の配管工事の近傍にて、電線の布設作業を行っていた際に石綿に接触した可能性が高い。

漁船員における石綿健康被害の状況等に関する調査について

1. 調査の目的・経緯

漁船員の健康被害及び漁船における石綿含有製品の使用状況の実態を緊急に把握し、今後の取組みに資することを目的に、国土交通省及び農林水産省は、(社)大日本水産会を通じ調査を実施した。

2. 調査内容

- (1) 調査対象
大日本水産会傘下の16漁業団体等(船員法が適用される漁船及びその漁船員)
- (2) 調査回答
16漁業団体等
- (3) 調査項目
 - ① 漁船員及びその家族の健康被害の状況
 - ② 石綿製品の漁船への使用状況

3. 調査結果

- (1) 健康被害
現時点での報告によれば、石綿被害による疾病者は1名(日本水産(株)・中皮腫により死亡、労災適用済)。
これ以外の健康被害の報告はなかった。
- (2) 石綿製品の漁船への使用状況
配管の断熱材、配管のパッキン、係船機等のプレーキライニング等(なお、平成14年7月以降に起工される船舶については石綿製品の使用が原則禁止されている。また、原則禁止となる以前から代替品への切替えが進められていたところ。)

4. 対応

- (1) 石綿による健康被害については、関係省庁が密接に連携を取り対応しているところであり、国土交通省海事局及び社会保険庁から7月20日付で(社)大日本水産会に対し、船員の健康障害防止等を一層推進するため、船員法に基づく船員労働安全衛生規則等の関係法令の遵守等について傘下会員へ周知するよう依頼した。
- (2) 今回の調査結果については、関係団体に周知するとともに、石綿の適切な取扱いを改めて徹底した。
- (3) 水産庁としては、今回調査対象となっていない小型漁船について、改めて注意喚起を行うとともに、健康被害の有無について照会したところである。
本件については、引き続き関係省庁や関係団体との連携を図りつつ対応していくこととしている。

調査対象団体（（社）大日本水産会会員）

（社）海外まき網漁業協会
（社）全国沖合いかつり漁業協会
（社）全国大型いかつり漁業協会
全国かじき流網漁業者協会
全国漁業協同組合連合会
（社）全国近海かつお・まぐろ漁業協会
（社）全国さんま漁業協会
（社）全国底曳網漁業連合会
（社）全国まき網漁業協会
日本遠洋旋網漁業協同組合
日本鯉鮪漁業協同組合連合会
日本小型捕鯨協会
（社）日本定置漁業協会
（社）日本トロール底魚協会
北部太平洋まき網漁業協同組合連合会
共同船舶（株）